

# 厚木市地域防災計画 見直し（案）

平成 31 年 3 月

市長室危機管理課

## 目 次

---

1 厚木市地域防災計画について .....	1
(1) 厚木市地域防災計画とは .....	1
(2) 厚木市地域防災計画の体系.....	1
2 これまでの見直し経過 .....	2
(1) 見直しの目的.....	2
3 主な見直し内容 .....	2
(1) 国の防災対策の変更に関する項目.....	2
(2) 県の防災対策の変更に関する項目.....	3
(3) 市の防災対策の変更に関する項目.....	4

# 1 厚木市地域防災計画について

## (1) 厚木市地域防災計画とは

厚木市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、厚木市防災会議が策定する防災に関する計画で、地震災害、風水害、雪害、火山災害その他の災害に対する総合的な対策を定めています。

本計画は、国、地方公共団体その他公共的機関の役割を明確にし、市の総合的、計画的な防災行政の整備推進を図るとともに、市民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序を維持することを目的として策定しています。

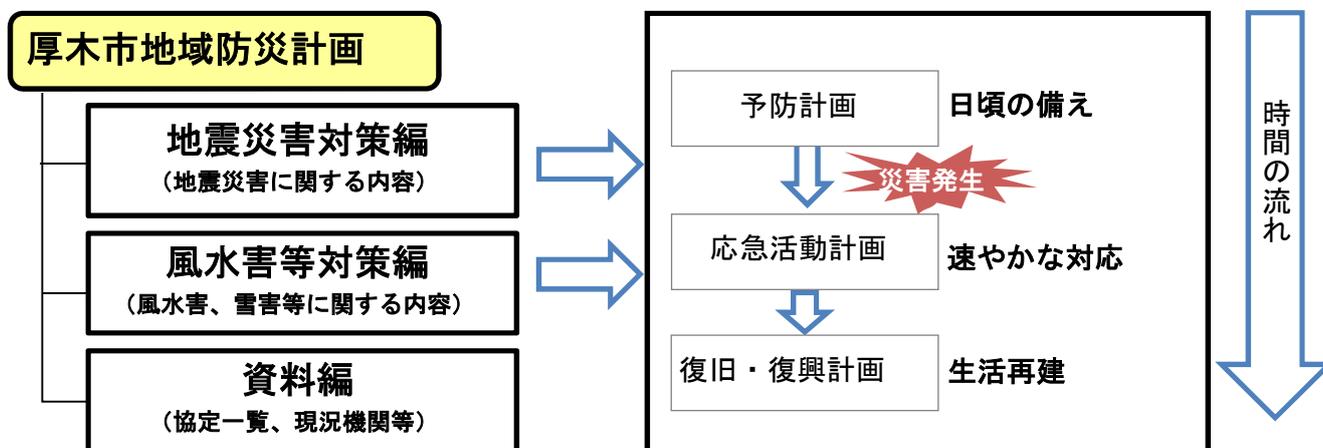
また、本計画は、国の防災基本計画に基づき、神奈川県地域防災計画等との整合を図り、策定しています。



## (2) 厚木市地域防災計画の体系

本計画は、「地震災害対策編」、「風水害等対策編」及び「資料編」の3編で構成しています。

また、各種対策を「予防計画」、「応急活動計画」及び「復旧・復興計画」の時系列で整理しています。



## 2 これまでの見直し経過

---

### (1) 見直しの目的

厚木市では、本計画について、これまで平成 23 年度に東日本大震災を踏まえた大幅な見直しを行い、平成 24 年度に一部追加見直しを行いました。その後、平成 24 年度から平成 26 年度までに行われた災害対策基本法の改正や防災基本計画の見直しを踏まえ、平成 27 年度に見直しを行いました。

平成 23 年度 東日本大震災を教訓とした全面的な見直し  
平成 24 年度 保育所の帰宅困難対策、防災用ベンチ整備の追加に伴う見直し  
平成 27 年度 避難行動要支援者避難支援計画及び地区防災計画の位置付け、  
指定避難所・指定緊急避難所の指定

今回は、甚大な被害を及ぼした平成 28 年 4 月熊本地震や平成 30 年 7 月豪雨などの災害教訓を踏まえて見直しを行います。

また、見直しに当たり、国の防災基本計画や神奈川県地域防災計画等上位計画及び関係法令に基づき、修正を行います。

## 3 主な見直し内容

---

### (1) 国の防災対策の変更に関する項目

- ア 避難情報の名称変更の反映
- イ 土砂災害防止法改正に伴う要配慮者安全対策の強化
- ウ 水防法改正に伴う要配慮者安全対策の強化
- エ 応援受援体制の強化
- オ 南海トラフ地震に関連する情報の運用開始

## (2) 県の防災対策の変更に関する項目

### 【県地域防災計画に基づく変更内容】

- ア ライフラインの安全対策の追加
- イ 被災者支援に関する情報システムの構築
- ウ 消防力の強化のための取組の追加
- エ 一斉帰宅の抑制の追加
- オ 罹災証明書交付の実施体制の整備の追加
- カ 外国人のための防災対策の追加
- キ 文化財の保護の追加
- ク 災害時のヘリコプターの運用対策の追加
- ケ 自主防災組織の女性リーダーの育成の追加
- コ 市民への防災知識の普及の追加
- サ 通信連絡手段 Lアラート（災害情報共有システム）の追加
- シ 職員のストレス対策の追加
- ス 救助・救急、消火活動に関する県の役割の追加
- セ 「神奈川 DMAT」及び「かながわ DPAT」の追加
- ソ 帰宅困難者への対応
- タ 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保の追加
- チ 応急仮設住宅の運営管理対策の追加
- ツ 要配慮者への情報提供の追加
- テ 防疫活動に関する取組の追加
- ト 遺体の検視及び処理対策の追加
- ナ 応急給水及び食料供給対策の追加
- ニ 生活必需物資等の範囲の追加
- ヌ 避難所に指定された県立高校との連携の追加
- ネ 緊急通行車両による輸送対象の想定追加
- ノ 除去した障害物の集積場所の追加
- ハ 危険物等対策の追加
- ヒ 被災者への情報提供の追加
- フ 建物被害認定調査の補足調査の実施
- ヘ 復興計画の策定に関する留意事項の追加
- ホ 復興計画策定のプロセスの追加
- マ 精神的支援に関する新規項目の追加
- ミ 雪害対策に関する取組の反映
- ム その他県計画に合わせた文言修正

### 【県水防計画に基づく変更内容】

- ア 水位情報

### (3) 市の防災対策の変更に関する項目

- ア 建築物等の安全対策の追加
- イ 避難所でのペット対策の追加
- ウ 緊急医療救護所・地域医療救護所の追加
- エ 緊急輸送道路の追加
- オ 災害廃棄物の処理対策の追加
- カ 地区別防災計画の策定の追加
- キ 災害対策本部長の代行順位の追加
- ク ドローンを活用した災害情報収集の追加
- ケ 指定避難所及び指定緊急避難場所

文章中の見直し事項の表記について（p.5～p.24）

新規事項については、新たな項目として反映する事項

修正事項（下線\_\_\_）については、名称、用語及び数値等の時点修正を反映する事項

一部追加事項については、現行計画の文中に一部追加を反映する事項

(1) 国の防災対策の変更に関する項目

ア 避難情報の名称変更の反映

風水害等対策編:p45  
地震災害対策編:該当

修正事項

平成 28 年 12 月に避難情報の名称が次のとおり変更となったことから、避難情報の発令名称変更を計画に反映します。

(7) 土砂災害警戒区域等における避難勧告等の発令の基準

発令名称	発令基準	発令対象箇所
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報（土砂災害）の土壌雨量指数基準（121）を超過した場合	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域
	2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合	
	3 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	
<u>避難勧告</u>	1 土砂災害警戒情報が発表された場合	土砂災害警戒区域
	2 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合	土砂災害特別警戒区域 ※ 対象地区の指定に当たっては、土砂災害警戒メッシュ情報の当該メッシュにかかると見られる地域を考慮
	3 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合	※ 対象地区の指定に当たっては、土砂災害警戒メッシュ情報の当該メッシュにかかると見られる地域を考慮
	4 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	前兆現象発見箇所付近
<u>避難指示（緊急）</u>	1 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域
	2 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合	※ 対象地区の指定に当たっては、土砂災害警戒メッシュ情報の当該メッシュにかかると見られる地域を考慮
	3 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を住民に促す必要がある場合	※ 対象地区の指定に当たっては、土砂災害警戒メッシュ情報の当該メッシュにかかると見られる地域を考慮
	4 土砂災害が発生した場合	現象等発生箇所付近
	5 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合	現象等発生箇所付近

※ 土砂災害警戒情報とは、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市長が避難勧告等を発令する際の判断や市民の自主避難の参考となるよう、神奈川県と横浜地方気象台が共同で発表する防災情報。

国の防災対策の変更に関する項目

イ 土砂災害防止法改正に伴う要配慮者安全対策の強化	地震災害対策編:p.28 風水害等対策編:p.28
<p><b>一部追加事項</b></p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」とする）に基づき、土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設（社会福祉施設、教育施設、医療施設等）の管理者等は避難確保計画の策定及び避難訓練を実施します。</p>	
ウ 水防法改正に伴う要配慮者安全対策の強化	風水害等対策編:p.25
<p><b>一部追加事項</b></p> <p>水防法に基づき、洪水浸水想定区域に位置する要配慮者利用施設（社会福祉施設、教育施設、医療施設等）の管理者等は避難確保計画の策定及び避難訓練を実施します。</p>	
エ 応援受援体制の強化	地震災害対策編:p.70,147 風水害等対策編:p.75,158
<p><b>新規事項</b></p> <p>平成28年4月の熊本地震において、広域的な応援・受援に具体的な運用方法・役割分担が確立していなかったことや応援の受入れに当たり、県と市町村の役割分担が明確でなかったことなど、被災地方公共団体における受援体制が十分に整備されていなかった課題があったことから、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」に基づき、応援受援の体制について見直します。</p> <p>【災害時応急活動事前計画】</p> <p>(7) 応援・受援計画の策定</p> <p>市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に取り組みます。</p> <p>【応急活動計画】</p> <p>市は、応援の受入れに関する総合調整、受援に関する取りまとめ等、受援に関する様々な対応に対し、円滑に行うため、災害対策本部に「受援担当」を置くものとします。なお、受援担当は、次の事項に取り組みます。</p> <p>(7) 受援に関する状況把握・取りまとめ</p> <p>何がどのくらいの数量でいつまでに必要か等、庁内における人的・物的資源のニーズの取りまとめを行います。</p> <p>(1) 人的資源の受援・管理</p> <p>人的資源に関するニーズと現状受入れから、応援要員の過不足を整理します。被災地の状況を踏まえ、今後、求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もります。見積もりをもとに、今後必要となる応援要員を要請します。</p> <p>(2) 物的資源調達に関する報告受付・管理</p> <p>物的資源の受入状況について取りまとめを行い、物的資源の過不足を整理します。今後の物的資源の見込みについて検討し、必要となる物的資源を見積もります。見積もりをもとに、必要となる物的資源については、要請を行います。</p>	

(I) 庁内調整  
 (ア) で取りまとめた結果を庁内の各班の業務担当窓口（受援）に共有します。  
 (オ) 応援職員への支援（適切な執務環境の提供等）  
 応援職員の待機場所、応援職員による定例ミーティングの開催ができる環境を提供します。また、各班の業務担当窓口が、適切な執務環境を提供しているか、配慮します。

オ 南海トラフ地震に関連する情報の運用開始 地震災害対策編:p.188

**修正事項**  
 「東海地震に関する情報」の発表が停止し、新たに「南海トラフ地震に関連する情報」が運用開始されたことから、計画に反映します。

情報の種類	情報の発表条件
<p>南海トラフ地震に関する調査情報                      （臨時）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>南海トラフ沿いで異常な現象(※)が観測され、その現象が南海トラフ地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</u></li> <li>● <u>観測された現象を調査した結果、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合</u></li> <li>● <u>観測された現象を調査した結果、南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではないと評価された場合</u></li> </ul>
<p>南海トラフ地震に関する情報（定例）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合</u></li> </ul>

※ 東海地震に関する情報の停止に伴い、現行の法律に基づく警戒宣言は出されないこととなります。暫定的な処置として「南海トラフ地震に関連する情報(平成 29 年 11 月)」(気象庁)が運用開始となりました。

## (2) 県の防災対策の変更に関する項目

【県地域防災計画に基づく変更内容】

県の防災対策の変更に関する項目（県地域防災計画に基づく変更内容）	ア ライフラインの安全対策の追加	地震災害対策編:p.29 風水害等対策編:p.30
	一部追加事項 市は、災害時に電気を供給することができる電気自動車や燃料電池自動車の普及促進を図ります。	
	イ 被災者支援に関する情報システムの構築	地震災害対策編:p.36 風水害等対策編:p.34
	新規事項 被災者支援に関する情報システムの構築等 (ア) 市は、罹災証明書の交付、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理する被災者台帳システムの導入や体制の整備に努めます。 (イ) 市は、市民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等に当たり、インターネット等各種通信手段の活用を図ります。 (ウ) 市は、東日本電信電話(株)等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めます。 (エ) 市は、居住地以外の場所に避難する被災者に対して必要な情報を周知できるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの運用を図ります。また、災害や生活情報を伝達できるよう、体制の整備に努めます。	
	ウ 消防力の強化のための取組の追加	地震災害対策編:p.40 風水害等対策編:p.38
	新規事項 市は、県消防広域化推進計画に基づく消防広域化など、消防力の強化のための取組を推進します。	
	エ 一斉帰宅の抑制の追加	地震災害対策編:p.46
	一部追加事項 大規模地震発生直後において、帰宅困難者の発生を抑制するため、市民、企業、学校、関係団体などへの周知を図り、一斉帰宅抑制に努めます。	
	オ 罹災証明書交付の実施体制の整備の追加	地震災害対策編:p.48 風水害等対策編:p.54
	一部追加事項 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体、民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。	

県の防災対策の変更に関する項目（県地域防災計画に基づく変更内容）	カ 外国人のための防災対策の追加	地震災害対策編:p.52 風水害等対策編:p.59
	一部追加事項 外国人旅行者が災害時において、より正確な情報収集が可能となるように、国土交通省観光庁による外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」の普及に努めます。	
	キ 文化財の保護の追加	地震災害対策編:p.61 風水害等対策編:p.68
	一部追加事項 市教育委員会は、市内における文化財の保護に関する対策を行うとともに、所有者や関係機関と連携して文化財防災マニュアルの作成を行う等、具体的な災害時の文化財防災対策の検討を進めます。	
	ク 災害時のヘリコプターの運用対策の追加	地震災害対策編:p.63 風水害等対策編:p.70
	一部追加事項 災害時のヘリコプターの運用等について、あらかじめ関係機関と協議し、図上訓練などにより、運用方法等の検証を図ります。	
	ケ 自主防災組織の女性リーダーの育成の追加	地震災害対策編:p.72 風水害等対策編:p.77
	一部追加事項 自主防災組織への女性の参加の促進に努めるとともに、女性リーダーの育成に努めます。	
	コ 市民への防災知識の普及の追加	地震災害対策編:p.74
	新規事項 地震防災チェックシートなどを活用し、市民の自助と共助の意識の向上を図ります。また、かながわシェイクアウトを通じて、地震発生時の安全確保行動の習得の徹底を図ります。	
	サ 通信連絡手段Lアラート（災害情報共有システム）の追加	地震災害対策編:p.83 風水害等対策編:p.93
	一部追加事項 <b>通信連絡手段としてLアラートを追加します。</b> ・ Lアラート（災害情報共有システム）  県は、市がLアラート（災害情報共有システム）への情報発信が行えないときは、市に代わってLアラートへの情報発信を行います。	
	シ 職員のストレス対策の追加	地震災害対策編:p.91 風水害等対策編:p.103
一部追加事項 職員等の惨事ストレス対策として必要に応じて消防庁等に精神科医等の派遣を要請します。		

新規事項

「神奈川 DMAT」及び「かながわ DPAT」による医療救護活動の応援要請について県の役割を追加しました。

県は、市長の要請又は自らの判断により、次の措置を行います。

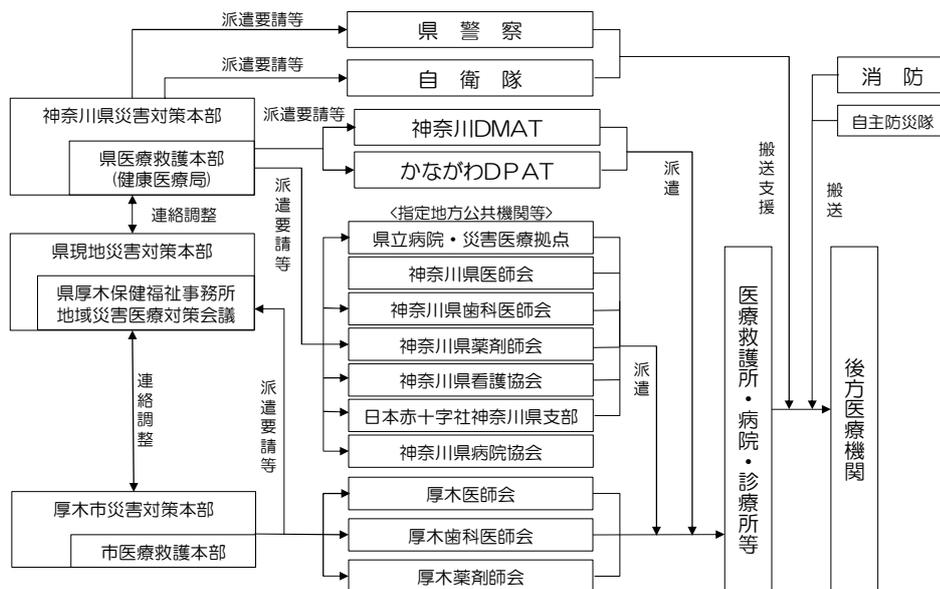
- (ア) 神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく神奈川県消防広域運用調整本部（略称：かながわ消防）の設置及び神奈川県消防広域応援隊の編成
  - (イ) 消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣等の広域的応援要請
  - (ロ) 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
  - (ハ) 自衛隊に対する救助・救急、消火活動の応援要請
  - (ニ) 在日米軍に対する救助・救急、消火活動の応援要請
  - (ホ) 日本赤十字社及び災害拠点病院等に対する救護班、DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）等による医療救護活動の応援要請
  - (ヘ) 国の非常（緊急）災害対策本部等と連携した、自衛隊の行う救助・救急、消火活動の円滑化のための総合調整
  - (コ) 国及び他都道府県への救助の応援要請

セ 「神奈川 DMAT」及び「かながわ DPAT」の追加

新規事項

市は、県保健医療救護計画に基づき、一般社団法人厚木医師会、一般社団法人厚木歯科医師会等の協力を得て、被災者に対する医療活動を実施します。ただし、災害救助法が適用された後に医療救護の必要があると認めるときは、県に対して神奈川 DMAT※1 やかながわ DPAT ※2 等の派遣要請を行います。

<医療救護活動体制>



県の防災対策の変更に関する項目（県地域防災計画に基づく変更内容）

<p>※1 神奈川 DMAT：災害の発生直後に活動できる機動性を持った神奈川DMA T 指定病院 及びそれに所属する災害派遣医療チーム</p> <p>※2 かながわ DPAT：災害時に専門性の高い精神科医療の提供と精神保健医療活動の支援を行う 神奈川県災害派遣精神医療チーム</p>	
ソ 帰宅困難者への対応	地震災害対策編:p.99 風水害等対策編:p.110
<p><b>新規事項</b></p> <p>【地震災害対策編】</p> <p>市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑止を図るとともに、滞在場所の確保等の支援に努めます。滞在場所の運営に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した運営に努めます。</p> <p>【風水害等対策編】</p> <p>市は、早めの帰宅の促進や無理な外出は控える等、周知するとともに、公共交通機関の停止に備え、滞在場所の確保等の支援に努めます。滞在場所の運営にあたっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した運営に努めます。</p>	
タ 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保の追加	地震災害対策編:p.103 風水害等対策編:p.115
<p><b>新規事項</b></p> <p>(ア) 県及び市は、被災時の男女のニーズの違いを踏まえた男女双方の視点や参画に十分配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努めます。</p> <p>(イ) 市は、県の「避難所マニュアル策定指針」を参考に、女性用のトイレや専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置及び設置場所の工夫、生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、女性や子供に対する暴力等を予防するための照明の設置などにより安全性を確保し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。</p>	
チ 応急仮設住宅の運営管理対策の追加	地震災害対策編:p.105 風水害等対策編:p.117
<p><b>一部追加事項</b></p> <p>応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理</p> <p>市及び県は、応急仮設住宅への入居者の募集を行います。この際、入居者の選定については、被災者の生活条件を調査の上、要配慮者優先の観点から入居者の優先順位を設定して選考します。</p> <p>応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮します。</p>	
ツ 要配慮者への情報提供の追加	地震災害対策編:p.108 風水害等対策編:p.120
<p><b>一部追加事項</b></p> <p>高齢者、障がい者等に向けた情報提供についても十分配慮します。</p>	

県の防災対策の変更に 関する項目（県地域 防災計画に基づく 変更内容）	テ 防疫活動に関する取組の追加	地震災害対策編:p.111 風水害等対策編:p.123
	<b>新規事項</b> 市は、県の指示に従い臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保などを迅速に行い、時期を失しないように措置します。	
	ト 遺体の検視及び処理対策の追加	地震災害対策編:p.111 風水害等対策編:p.123
	<b>一部追加事項</b> 市は、遺体対策については、適切な対応を取るため、神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮します。	
	ナ 応急給水及び食料供給対策の追加	地震災害対策編:p.114,115 風水害等対策編:p.126,127
	<b>新規事項</b> < 応急給水対策 > 市は、給水が困難な場合は県及び県営水道に対して支援を要請します。  < 食料供給対策 > 市は、必要な食料の調達が困難な場合は、県に対して支援を要請します。ただし、政府所有米については、交通・通信の断絶により県の指示が得られない場合、直接農林水産省政策統括官付貿易業務課米穀業務班に要請します。	
	ニ 生活必需物資等の範囲の追加	地震災害対策編:p.116 風水害等対策編:p.127
	<b>新規事項</b> 被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の確保において、生活必需物資等の範囲を定めます。 < 生活必需物資等の範囲 > 生活必需物資等の範囲は次のとおりとします。 寝具類、衣類、炊事用具、食器類、日用品雑貨、光熱材料、燃料等	
	ヲ 避難所に指定された県立高校との連携の追加	地震災害対策編:p.122 風水害等対策編:p.133
	<b>新規事項</b> 避難所に指定された県立高校等は、市と連携して避難所を開設し、避難者の安全確保を図ります。	

ネ 緊急通行車両による輸送対象の想定追加

地震災害対策編:p.128  
風水害等対策編:p.138

**新規事項**

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとします。

段階	輸送対象
第1段階 （発災直後から2日目までの間）	(1) 救助、救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等、人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害応急対策に必要な要員・物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 （発災後3日目からおおむね1週間の間）	(1) 第1段階の続行 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資 (5) 災害廃棄物の輸送
第3段階 （発災後おおむね1週間以降）	(1) 第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

ノ 除去した障害物の集積場所の追加

地震災害対策編:p.129  
風水害等対策編:p.140

**一部追加事項**

除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮しますが、おおむね次の場所に集積し、廃棄し、又は保管します。

なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とします。ただし、災害の状況によっては、海岸、河川敷、緑地帯等を一時使用します。

- (ア) 廃棄する場所については、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他廃棄に適当な場所
- (イ) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- (ウ) 除去した障害物が二次災害の原因にならないような場所
- (エ) 広域避難場所として指定された場所以外の場所

ハ 危険物等対策の追加	地震災害対策編:p.131 風水害等対策編:p.143
<p><b>新規事項</b></p> <p>危険物等対策</p> <p>大規模災害発生時に、屋内貯蔵所や給油取扱所等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設、地下街等の危険箇所について、消防と綿密に連携し、速やかに、大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行い、状況に応じて施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置を行います。</p>	
ヒ 被災者への情報提供の追加	地震災害対策編:p.143 風水害等対策編:p.154
<p><b>一部追加事項</b></p> <p>避難所以外で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても情報等が提供されるよう努めます。</p>	
フ 建物被害認定調査の補足調査の実施	地震災害対策編:p.169 風水害等対策編:p.181
<p><b>一部追加事項</b></p> <p>「全壊、焼失、半壊建築物数等及びデータ」を基に、罹災証明の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行います。</p>	
ヘ 復興計画の策定に関する留意事項の追加	地震災害対策編:p.170 風水害等対策編:p.182
<p><b>一部追加事項</b></p> <p>復興計画の策定に際しては、地域のコミュニティが被災者の「こころの健康」の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを踏まえ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとします。</p>	
ホ 復興計画策定のプロセスの追加	地震災害対策編:p.171 風水害等対策編:p.183
<p><b>新規事項</b></p> <p>復興計画策定のプロセス</p> <p>(ア) 復興計画の策定に当たっては、復興に関する事務等を行う組織（震災復興本部）の長は、震災復興専門委員会（仮称）を招集し、復興計画の理念等を諮問します。その後、震災復興専門委員会（仮称）の答申を踏まえ、復興計画策定方針を策定し、関係局において案を作成します。</p> <p>(イ) 震災復興本部長は、震災復興本部会議の審議を経て、復興計画及び分野別復興計画を決定し、公表します。</p>	

マ 精神的支援に関する新規項目の追加	地震災害対策編:p.178 風水害等対策編:p.191
<p><b>新規事項</b></p> <p>精神的支援</p> <p>(7) 被災者の精神保健支援のための地域拠点の設置                  市は、県と連携し、被災者のこころのケアに長期的に対応するための地域拠点を設置して地域に根ざした精神保健活動を行います。</p> <p>(1) 災害時のこころのケア啓発冊子の作成・配布                  被災に関わるこころの変化について、被災者、行政関係者、ボランティア等に周知を図るため、既存の冊子や新たに作成した冊子を配布します。</p>	
ミ 雪害対策に関する取組の反映	風水害等対策編:p197,204
<p><b>一部追加事項</b></p> <p>【災害予防計画】</p> <p>情報の収集・連絡体制の拡充                  市は、平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じて、消防機関・自主防災組織・近隣居住者等との連携協力により、除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うよう努めます。さらに、様々な環境下にある住民等に対して、警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、J-A L E R T（全国瞬時警報システム）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るよう努めます。</p> <p>【応急活動計画】</p> <p>広域的な応援体制                  市長は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長、若しくは知事に対し、応援要請をし、又は災害応急対策の実施を要請します。</p>	

△ その他県計画に合わせた文言修正

地震災害対策編:該当項  
風水害等対策編:該当項

**修正事項**

県計画との整合を図るため、市地域防災計画内の表現を県計画の名称及び用語、文言に修正します。また、数値等の時点修正も反映します。

＜主な修正例＞

見直し前	見直し後
警察署	厚木警察署
ファクシミリ	FAX
特設公衆電話	災害用公衆電話（特設公衆電話）

【県水防計画に基づく変更内容】

県の防災対策の変更に関する項目（水防計画に基づく変更内容）	ア 水位情報	風水害等対策編:p.87,102					
	修正事項 「神奈川県水防計画（平成30年4月）」の見直しに伴い、各水位情報を修正します。						
	<相模川洪水予報の基準水位> （単位：m）						
	予報 区域名	河川名	水位 観測所名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険 水位
	相模川 中流	相模川	上依知	5.8	6.5	<u>6.9</u>	<u>7.3</u>
			相模大橋	3.7	4.3	<u>5.8</u>	<u>6.5</u>
	<水位情報の通知及び周知を行う市内の河川>						
	河川名	基準水位 観測所名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険 水位 (洪水特別 警戒水位)	量水標 管理者
	中津川	才戸橋	1.70m	2.20m	<u>2.30m</u>	<u>2.60m</u>	国土交通省
	小鮎川	千頭橋	1.20m	1.70m	<u>2.35m</u>	<u>2.55m</u>	県土整備局
小 鮎		1.20m	1.70m	<u>2.00m</u>	<u>2.40m</u>	企業庁	
荻野川	荻野橋	1.50m	<u>1.80m</u>	<u>1.80m</u>	<u>2.05m</u>	県土整備局	
玉川	玉川橋	1.20m	<u>1.35m</u>	<u>1.35m</u>	<u>1.90m</u>	県土整備局	
細田川	森の里	2.70m	3.20m	<u>3.70m</u>	<u>4.55m</u>	県土整備局	

### (3) 市の防災対策の変更に関する項目

市の防災対策の変更に関する項目	ア 建築物等の安全対策の追加	地震災害対策編:p.32
	<p><b>新規事項</b></p> <p>平成30年6月大阪府北部を震源とする地震におけるブロック塀等の倒壊の教訓から、危険ブロック塀等の安全対策について見直します。</p> <p>「厚木市危険ブロック塀等防災工事補助金交付制度」の周知についての取組、必要に応じて危険性のあるブロック塀等については安全点検を行う内容を追加します。</p> <p>ブロック塀等への転倒対策</p> <p>市は、地震等におけるブロック塀等の倒壊や転倒による災害を未然に防止するため、危険なブロック塀等対策として、「厚木市危険ブロック塀等防災工事補助金交付制度」の周知を図ります。</p> <p>また、所有者に対して安全点検実施の指導、助言を行い、必要に応じて危険性のあるブロック塀等については安全点検を行う等ブロック塀等の転倒対策に取り組みます。</p>	
	イ 避難所でのペット対策の追加	地震災害対策編:p.47,103 風水害等対策編:p.53,115
	<p><b>新規事項</b></p> <p>市で作成している「災害時ペット動物対策行動指針（平成 29 年 3 月）」、「災害時飼養動物対策マニュアル（平成 30 年 3 月）」に基づき、ペット同行避難のルールについて地域住民に周知することを追加します。</p> <p>【災害時応急活動事前計画】</p> <p>飼養動物等（ペット等）の保護対策</p> <p>市は、災害時における避難・救出については、できるだけペットの避難・救出ができるよう動物愛護の観点から配慮します。</p> <p>(7) 「災害時ペット動物対策行動指針」（平成 29 年 3 月）、「災害時飼養動物対策マニュアル」（平成 30 年 3 月）に基づき、ペット同行避難のルールについて市民に周知をします。</p> <p>(4) 平常時の避難所運営委員会において避難所でのペットのためのスペースの確保について、あらかじめ協議し避難所運営マニュアルに位置付けます。併せてペットの一時預かりの方策について検討します。障害のある方が同伴する身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬）については、ペットとは捉えず、避難行動要支援者への支援として考えます。しかし、避難者の中には動物が苦手な方やアレルギーを持っている方もいるため、動物が苦手な方やアレルギーを持っている方と動物の動線が交わらないように飼養スペースを確保する等の対策も行います。</p> <p>【応急活動計画】</p> <p>ペット対策</p> <p>「厚木市災害時飼養動物対策マニュアル（平成 30 年 3 月）」、「災害時ペット動物対策行動指針（平成 29 年 3 月）」に基づき、ペットの安全確保に努めます。</p>	

**新規事項**

医療救護所について、緊急医療救護所及び地域医療救護所を位置付け、各医療救護所の施設一覧を追加しました。

(ア) 医療救護所等の開設及び運営

市は、発災直後（発災～およそ1日後）及び超急性期（およそ発災1日後～3日後）において、必要に応じて、指定の市内協力病院敷地内に緊急医療救護所を開設し、傷病者のトリアージ等を実施します。

メジカルセンターについては、発災直後から市立病院と連携し、軽症者の応急処置等を実施します。

また、急性期以降（およそ発災3日後～）において、必要に応じて、指定の避難所に地域医療救護所を開設し、避難者等の診療等を実施します。

＜緊急医療救護所＞

開設場所	所在地
市立病院（災害拠点病院）	水引1-16-36
東名厚木病院	船子232
湘南厚木病院	温水118-1
厚木佐藤病院	小野759
亀田森の里病院	森の里3-1-1
愛光病院	松枝2-7-1
相州病院	上荻野1682-3

＜地域医療救護所＞

開設場所	所在地
厚木中学校	水引1-1-3
厚木第二小学校	旭町5-38-1
藤塚中学校	上依知1289
依知中学校	中依知364
三田小学校	三田515
清水小学校	妻田西3-18-1
荻野中学校	鳶尾5-1-1
小鮎小学校	飯山2360
ぼうさいの丘公園	温水783-1
愛甲小学校	愛甲西1-17-1
玉川小学校	七沢150-1
相川中学校	酒井1981-1
緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘4-1-1

市の防災対策の変更に関する項目	工 緊急輸送道路の追加	地震災害対策編:p.62,63 風水害等対策編:p.69,70								
	一部追加事項									
	新たに緊急輸送道路を追加します。									
	(7) 第1次緊急輸送道路									
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">路線名</th> <th style="width: 50%;">区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第二東海自動車道 (新東名高速道路)</td> <td>市内全線</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区間	第二東海自動車道 (新東名高速道路)	市内全線					
路線名	区間									
第二東海自動車道 (新東名高速道路)	市内全線									
	(1) 第2次緊急輸送道路									
	第1次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを構成する路線で、市庁舎等に連絡する路線									
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">路線名</th> <th style="width: 50%;">区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県道602号(本厚木停車場)</td> <td>市内全線</td> </tr> <tr> <td>市道厚木町中町4号線</td> <td>全線</td> </tr> <tr> <td>市道中町23号線</td> <td>全線</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区間	県道602号(本厚木停車場)	市内全線	市道厚木町中町4号線	全線	市道中町23号線	全線	
路線名	区間									
県道602号(本厚木停車場)	市内全線									
市道厚木町中町4号線	全線									
市道中町23号線	全線									

**新規事項**

災害廃棄物の処理対策について、平成30年3月に市が策定した「厚木市災害廃棄物処理計画」との整合を図り、現行計画のし尿・ごみ処理に関する節と合わせ、新たに、節として「災害廃棄物処理対策」を設けます。

**【災害時応急活動事前計画】**

平成30年3月に策定した「厚木市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物等の適正、円滑かつ迅速な処理の推進を図ります。

(ア) 平常時の対策

市は、「厚木市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害発生時の混乱状況下においても速やかに適切な対応をとることができるように主に次の事項の準備を進めます。

- a 災害廃棄物に関する情報の収集・更新
- b 処理体制、応急対応、協力支援等の体制の整備
- c 仮置場の選定・確保、運営方法の検討
- d 災害廃棄物処理発生量、処理方法等のシミュレーション
- e 職員の教育訓練、市民等への啓発
- f 廃棄物処理施設の強靱化、資機材備蓄、事業継続計画の策定

(イ) 一般廃棄物処理施設の耐震化等

市は、ごみ処理施設及びし尿処理施設の耐震化、浸水対策及び補修等に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努めます。

(ロ) 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等

市は、生活ごみや震災によって生じた災害廃棄物を集積、保管、処理するために一時的に設置される仮置場の配置計画、災害廃棄物等の処理・処分計画をあらかじめ策定することなどにより、発災時における応急体制の確保に努めます。

(ハ) 発災時の相互協力体制の整備

市は、周辺の市町村や廃棄物関係団体と調整し、発災時の相互協力体制の整備に努めます。

(ニ) 市災害廃棄物処理計画の見直し

市は、必要に応じて、「厚木市災害廃棄物処理計画」を見直します。

【応急活動計画】

市は、「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」及び平成30年3月に策定した「厚木市災害廃棄物処理計画」等に基づき、ごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況を把握するとともに、し尿収集対象や災害廃棄物の発生量を推計し、応急体制の確保を図り、適正円滑かつ迅速な収集・処理に努めます。

(7) 災害廃棄物処理対策に対する体制の整備

a 必要な人員の配置

市は、「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」及び「厚木市災害廃棄物処理計画」等に基づき、対策組織に必要な人員を配置します。

b 連絡体制の確立

市は、「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」及び「厚木市災害廃棄物処理計画」等に基づき、相互間の連絡体制を確立します。

c ごみ処理施設、し尿処理施設の被災状況の把握

市は、発災後速やかにごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況を把握し、その状況を関係機関に報告します。

施設種類	名称	所在地	処理能力(日)
ごみ処理施設	厚木市環境センター	金田 1641-1	327 t
ガラス類処理施設	厚木市資源化センター	上古沢 1013	26.6 t
し尿処理施設	厚木市衛生プラント	長谷 626-1	69k 糞

d 発災後の局面ごとの対応事項

(a) 災害初動対応期

災害初動対応期は、発災から1～2週間程度の期間であり、発災から数日間には特に人命救助が最優先される時期に当たります。この期間に次の事項について対応します。

- ① 正確な被害情報の収集・伝達
- ② 被災状況に応じた応急対応体制の構築
- ③ 災害廃棄物の処理のための組織招集と活動の開始
- ④ 一次仮置場の開設、必要な資機材の調達
- ⑤ 避難ごみ、避難所の収集運搬の実施
- ⑥ 廃棄物処理施設の点検と被災状況把握
- ⑦ 協力支援先、協定先への連絡と支援体制の確立
- ⑧ 廃棄物の処理に関する広報活動
- ⑨ 災害対策本部等と連携し、自衛隊・警察・消防等の行う応急対応への協力

(b) 災害応急対応期

発災後1～2週間から3ヵ月程度の期間であり、避難所生活が本格化する時期に当たります。この期間に、次の事項について対応します。

- ① 災害廃棄物発生量に関する推計
- ② 災害廃棄物処理実行計画の作成
- ③ 広域連携等の手続の実施
- ④ 廃棄物の処理に関する広報活動
- ⑤ 有害廃棄物等の処理
- ⑥ 二次仮置場の開設、準備

(イ) 生活ごみ及び避難所ごみの処理

a 生活ごみ

(a) 被害状況把握

生活ごみの収集・処理体制を整備するため、発災後、速やかに処理施設や運搬ルート上の被害状況を把握し、ルートの安全性の確認を行います。収集運搬車両や処理施設の被災により収集能力が不足する場合は、「災害時におけるごみ等の処理に関する協定」に基づき、厚木市廃棄物処理業協同組合及び協同組合厚木市資源再生センターに、ごみ等の収集運搬、一時保管、必要な人員の確保及び機材等の提供を要請します。また、不燃ごみや資源ごみ等の衛生面に問題のない生活ごみを家庭で保管するように市民に対して要請します。

(b) 収集運搬対策

生活ごみについては、平時の収集体制を維持することを基本としますが、災害廃棄物の発生状況に応じて、不燃ごみや資源物の収集回数を減らす、集積所を集約して集積所数を減らす、資源物の分別種類を減らす等により効率化を図り、平時の車両数の6割から7割程度の車両数で収集できる体制を構築します。また、発災後は道路の混雑が予想されるため、環境センターへの直接搬入は原則禁止とします。収集については、平時の収集体制での役割分担により、収集します。

なお、高齢者等の要配慮者世帯のごみ収集については、平時と同様の配慮に努めます。

＜収集運搬における役割分担＞

- ・可燃ごみ、廃プラ、粗大ごみ：市
- ・不燃ごみ、資源：協同組合厚木市資源再生センター
- ・本厚木駅周辺地区の収集運搬：厚木市廃棄物処理業協同組合

b 避難所ごみ

(a) 分別・排出

避難所においてごみの分別を行うことは、その後のスムーズな処理へとつながるため、可能な限り分別を行うこととします。このため、避難所ごみについても、平時と同様の分別で排出することを基本とします。

(b) 収集運搬体制

平時の収集ルートに避難所を加えることにより、平時の収集体制での役割分担により、生活ごみの収集と併せて収集します。

発災後の都市機能の麻痺状態などを勘案しても、発災から3～4日後（特に夏季においては早期の取組が必要である）には、収集を開始することを目標とします。

(c) 避難所で発生する廃棄物

避難所で発生する廃棄物の例は次のとおりです。避難所では、初動時に水と食料を中心とした支援物資が届けられることから、ダンボールや容器包装等を中心とした廃棄物が発生し、徐々に衣類や日用品に伴う廃棄物が増加します。避難所ごみの収集は可能であれば生活ごみと併せて行いますが、収集運搬車両や処理施設の被災状況によっては、腐敗性廃棄物を優先的に収集する等の対応を行います。

〈避難所で発生する廃棄物〉

処理優先順位	分別区分	具体例	管理方法等
高 ↑	感染性廃棄物	注射器、血液が付着したガーゼ等	緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物。回収方法や処理方法は、関係機関での調整が必要となる。専用容器に入れて分別保管し早急に処理
	し尿	携帯トイレ、紙おむつ、お尻ふき等（使用済み）	携帯トイレのポリマーで固められたし尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気を考慮し、できる限り密閉し早急に処理
	燃やすごみ	残飯、使用済ティッシュ、マスク、汚れた紙類、布類、皮革製品等	腐敗性廃棄物（生ごみ）は。ハエ等の害虫や悪臭の発生が懸念されるため、袋に入れて分別保管し早急に処理
	飲料用缶	缶詰、缶パン等の容器	分別して保管し資源として処理
プラスチック容器包装	食料や支援物資の包装等		
ペットボトル	飲料の容器		
ダンボール新聞紙	食料や支援物資の梱包材等		
低 ↓			

カ 地区別防災計画の策定の追加	地震災害対策編:p.72 風水害等対策編:p.77								
<p><b>新規事項</b></p> (7) 災害危険性について地区別に整理した地区別防災計画の策定を検討し、地区単位での防災対策を進めます。									
キ 災害対策本部長の代行順位の追加	地震災害対策編:p.79 風水害等対策編:p.89								
<p><b>新規事項</b></p> 災害対策本部長の代行順位 市長が不在かつ連絡不能な場合は本部長の代行を次のとおりとします。 <table border="1" data-bbox="280 633 1398 786"> <thead> <tr> <th></th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代行者</td> <td>危機管理所管副市長</td> <td>危機管理所管以外の副市長</td> <td>危機管理所管部等長</td> </tr> </tbody> </table>			1	2	3	代行者	危機管理所管副市長	危機管理所管以外の副市長	危機管理所管部等長
	1	2	3						
代行者	危機管理所管副市長	危機管理所管以外の副市長	危機管理所管部等長						
ク ドローンを活用した災害情報収集の追加	地震災害対策編:p.84 風水害等対策編:p.94								
<p><b>一部追加事項</b></p> 被災状況に関する情報収集手段として無人航空機（ドローン）の活用について追加しました。 必要に応じて無人航空機（ドローン）を活用し、上空からの被災状況の把握や危険箇所に関する情報収集を行います。									
ケ 指定避難所及び指定緊急避難場所	資料編								
<p><b>修正事項</b></p> 平成 27 年 5 月に改正された水防法をうけ、市内の一級河川 6 河川（相模川、中津川、小鮎川、荻野川、玉川、細田川）、準用河川の想定し得る最大規模の浸水想定区域等が公表されました。また、厚木市域における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、神奈川県は、平成 28 年 3 月に 143 区域、9 月に 5 区域、平成 29 年 3 月に 1 区域を追加指定しました。 浸水想定区域の見直し及び土砂災害警戒区域の追加、施設の耐震性等を踏まえ、指定避難所、指定緊急避難場所を修正します。									